

# 新潟みずほ福祉会 令和2年度第1回理事会議事録

1 理事会の決議があったとみなされる日

令和2年4月24日

2 決議事項を提案した理事

理事長 和田 晋弥

3 議事録の作成にかかる職務を行った理事

理事長 和田 晋弥

4 理事会の決議があったとみなされる事項の内容

(1) 第1号議案 定款の変更について

(評議員の報酬等) 第9条 無報酬からを支払うことに変更  
新旧対照表

(2) 第2号議案役員等報酬規程の一部改正について

(報酬等の支給方法) 第4条 振込みまでの期間設定  
新旧対照表

(3) 第3号議案 令和元年度第1回評議員会の招集について

## 議案

- ① 定款変更及び役員等報酬規程の一部改正について
- ② 開催方法 決議の省略 ※書面決議
- ③ 日 時 令和2年第1回理事会の決議があった日から1週間後以降  
に同意をいただく。

## 新旧対照表

1 定款変更

下線部分改正点

新	旧
(役員の報酬等) <u>第23条 評議員に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</u>	(役員の報酬等) 第9条 評議員は無報酬とする。

2 役員等報酬規程の一部改定

新	旧
(報酬等の支給方法) 第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に出席した日から10日以内に振り込むことができる。	(役員等報酬) 第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

令和2年4月20日、理事長和田晋弥が理事及び監事に対し上記理事会の決議の目的である事項について提案を行い、当該提案につき、理事全員から書面による同意の意思表示を得、かつ、監事からの異議がないので、社会福祉法第45条の14第9項、一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律第96条及び当法人定款第28条の2の規程に基づき、決議事項を可決する旨の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、理事会の決議の省略を行ったので、社会第45条の14第9項、一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律第96条及び当法人定款第28条の2の規程に基づき、理事会の決議のあったとみなされる事項を明確にするため、本議事録を作成し、議事録の作成にかかる職務を行った理事が次に記名押印する。

令和2年4月25日

社会福祉法人 新潟みずほ福祉会

理事長 和田 晋弥



令和2年4月20日、理事長和田晋弥が理事及び監事に対し上記理事会の決議の目的である事項について提案を行い、当該提案につき、理事全員から書面による同意の意思表示を得、かつ、監事からの異議がないので、社会福祉法第45条の14第9項、一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律第96条及び当法人定款第28条の2の規程に基づき、決議事項を可決する旨の決議があつたものとみなされた。

上記のとおり、理事会の決議の省略を行つたので、社会第45条の14第9項、一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律第96条及び当法人定款第28条の2の規程に基づき、理事会の決議があつたとみなされる事項を明確にするため、本議事録を作成し、議事録の作成にかかる職務を行つた理事が次に記名押印する。

令和2年4月25日

社会福祉法人 新潟みずほ福祉会

理事長 和田 晋弥



辛巳

